

協定項目	21-13	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	交通関係事業	

交通関係事業

行財政専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調 整 の 内 容
006600	町営バス運行事業	町営バス運行事業については、当面、現行のとおりとする。
006700	生活交通路線バス対策事業	生活交通路線バス対策事業については、当面現行のとおりとし、新町において再編する。 福祉バス及び患者輸送バスについては、現行のとおりとし、車輛更新時に委託方式を検討する。

先進事例（調整の内容）

■西東京市（東京都／平成13年1月21日 新設）

合併後も現行の内容を継続して実施する。ただし、撤去自転車の保管料については、田無市の例により調整する。

■さいたま市（埼玉県／平成13年5月1日 新設）

放置自転車対策等については、合併後速やかに統一を図る。

■山県市（岐阜県／平成15年4月1日 新設）

高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

- （1）新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。
- （2）料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。
- （3）回数券は、100円券の11枚綴りとし、金額は、1,000円とする。

■伊豆市（静岡県／平成16年4月1日 新設）

自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に2年以内に新市において補助基準を作成する。路線バス廃止対策については、合併時は現行のとおりとし、2年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。

■遠軽地区4町村合併協議会（北海道／平成17年1月〇〇日 新設合併予定）

- 1 名寄線代替バス運営協議会については、新町に引き継ぐものとする。
- 2 生活交通路線維持対策事業については、新町に引き継ぐものとする。
- 3 町営バス運行事業については、新町に引き継ぐものとし、料金体系については、合併時まで統一する。
合併後の減免措置については、70歳以上から適用し、減免額については、合併時までに総合調整を行うものとする。
- 4 交通安全指導事業については、新町に引き継ぐものとし、交通安全指導員の執行体制については、合併時までに調整するものとする。
- 5 交通安全啓発事業の実施内容、実施体制については、新町に引き継ぐものとし、関係団体の交通安全運動推進委員会は新町において発足するものとする。
- 6 交通災害共済事業については、新町においても引き続き加入するものとし、保険料の公費扶助は、合併時に廃止する。
また、新町においては、交通災害共済加入推進費として、各自治会等に対し予算の範囲内で報償費を支給するものとするが、さらに合併時までに総合調整を行うものとする。